

3 巡目の大学機関別認証評価のポイント（検討案）

1. 内部質保証に関する評価

- 内部質保証に関する基準を重点評価項目として位置付け、その実施体制及び手順の整備を必須とするとともに、優れて取り組んでいる場合には特に高く評価（段階的な評価結果の明示）するとしたこと
- 内部質保証に関して優れた取組を実施しているとされた大学に関して、次回以降に効率的な評価を行うことに関しては、3 巡目の評価を実施しつつ具体的に検討していくとしたこと

2. 三つの方針に関する評価

- 三つの方針（ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程方針）、アドミッション・ポリシー（学生受入方針））に関する評価を行うことは、これまでどおり
- 内部質保証に関する基準を設けて三つの方針の策定等に大学が責任を持っているかどうか評価するとともに、策定された三つの方針を踏まえた教育研究活動の具体的な取組状況（現況）に関しては、学生の受入や教育課程と学習成果に関する基準等で確認するとしたこと
- 大学及び学部・研究科等（学部、研究科及び大学設置基準第6条に規定する教育研究上の基本組織をいう。）の目的、学位授与方針、教育課程方針及び学生受入方針に関して相互の整合性を確認するとしたこと。特に、教育課程方針に関しては学位授与方針と整合性を有して策定されていることを確認するとしたこと

3. 教育課程の評価

- 教育課程ごとに学位授与方針が策定されることに鑑み、教育課程と学習成果に関する基準は、教育課程の実施に責任を有する組織が各基準に係る現況を自己点検・評価する仕組みとしたこと
- 教育課程の実施に責任を有する組織としては、学部・研究科等に加えて、複数の分野に跨る教育課程を有している場合にはその実施に責任を有する組織を想定する。これらの組織がそれぞれ1つ若しくは複数の教育課程に関して定期的、計画的に自ら点検・評価を実施し、改善のために取り組むことを前提に評価を実施するとしたこと
- 他の第三者評価等（J A B E Eや日本医学教育評価機構、薬学教育評価機構等が実施する専門分野別評価や国立大学法人評価、公立大学法人評価など）に係る資料や結果の活用等、連携を明確化したこと

4. 学習成果に関する評価

- 学習成果に関して評価の基本的な方針の一項目として位置付けるとともに、学位授与方針との関連を、基準上、明確にしたこと

5. フォローアップの仕組み

- 評価結果において改善を要する点として機構が指摘したものに関して、大学に改善

状況の提出を求め、機構が改善されたと判断した場合にはその旨を評価結果に追記する形で公表するとしたこと

6. 設置計画履行状況等調査等の指摘事項の確認

- 内部質保証に関する基準において、他の第三者評価等での指摘事項に対する対応状況とともに、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）第14条に規定する設置計画履行状況等調査の内容を踏まえた各大学の措置の状況を確認するとしたこと

7. SD及び教職協働の取組

- FDの実施状況はこれまでどおり確認することに加え、SD（管理運営に係る能力・資質の向上のための研修）の実施状況を確認するとしたこと
- 教員と事務職員等の連携及び協働の状況を確認するとしたこと

8. 評価における関係者からの意見聴取

- これまでと同様、評価の実施に当たり、広く社会の有識者の参画や関係者からの意見聴取を行うとしたこと

9. 評価業務の効率化

- これまで自己評価書において、各基準の下に設けられた観点ごとに全て文章で「観点到に係る状況」と「分析結果とその根拠理由」の記述を求めてきたが、これまで実施してきた評価の経験を踏まえ、適切な根拠資料で分析ができる場合にはその提出を求めるのみとし、必ずしも全ての基準に関して文章での自己評価を求めるものではないとすること
- 大学ポートレートของデータや前述の他の第三者評価の資料等を活用することにより、自己評価に係る業務の効率化を図るとすること

10. 大学評価基準の構成及び評価結果の判断方法

- これまで実施してきた評価の経験を踏まえ、現行10の基準及び各基準に設けている観点等に関して内容を踏まえつつ整理し、6領域27基準の構成としたこと
- 評価の判断方法に関して、2巡目は10の基準それぞれで判断した上で満たさない基準がある場合に全体評価として大学評価基準を満たさないとしてきた。3巡目はそれぞれの基準で改善を要する点がある場合には当該基準を満たさないとするが、大学評価基準としての判断は、全ての基準の分析内容を総合的に勘案して大学評価基準を満たしているか否かを判断するとしたこと
- ただし、内部質保証の実施体制及び手順の整備に係る基準に改善を要する点が認められた場合には、大学評価基準を満たさないと判断するとしたこと
- なお、2巡目までは「大学の目的」を評価基準に位置付けていたが、目的の内容は評価の対象というよりも評価を実施する上で踏まえるべきものであることを明確にするため、評価対象から外した上で、これまでどおり自己評価書に記載するものとしたこと

1 1. 評価の実施時期

- これまで評価実施後 6 年目及び 7 年目に限っていた次回評価の時期の制限を、設けないこととし、法令上の 7 年以内ごとに評価を受けることができるとしたこと